

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2022・11・10

損害額を広範囲に算定 ▼知財高裁▼

賠償額にライセンス相当額含める

大阪市のマッサージチェア販売会社が、マッサージチェアの構造に関する特許を侵害されたとして競合店に賠償請求を行った訴訟の控訴審で、知財高裁は大合議で、一審判決を破棄して特許侵害を認め、損害額をより広範囲に算定できる判断を示した。(2面に詳細解説)

知財高裁の判決では、侵害で生じた特許権者の損害額については、侵害した側がそれによって得た利益などを基に推定した金額に、特許のライセンスを供与したとみなした場合の実施料の算出額も損害額に上乗せできると判断。これまでより広い範囲で特許侵害の損害額を認定する考え方を示し、被告のファミリーイナダは、原告のフジ医療器に約3億9000万円の損害賠償を命じられた。

一方、同じ2社が大阪地裁で争った別の特許権侵害訴訟では、被告と原告が逆転した形で争われ、特許を侵害したフジ医療器に対し、ファミリーイナダへの28億円超の損害賠償を命じる判決が下されている(ファミリーイナダ社ホームページ)。地裁判決においてもライセンス料相当額を損害額に含めるなど、従来よりも広範囲で特許侵害による損害額を認める内容となっている。

音楽教室の著作権使用料 ▼最高裁▼

生徒の演奏は徴収の対象外

音楽教室のレッスンでの楽曲演奏に関して、日本音楽著作権協会(JASRAC)が著作権使用料を徴収できるかどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁は、「生徒の演奏からは徴収できない」とする初判断を示した。その上で、教師と生徒両方の演奏から使用料を徴収できると主張したJASRAC側の上告を棄却。教師の演奏からのみ徴収できるとした2審・知財高裁判決が確定した。

楽曲を利用する「主体」が、実際に演奏する

教師や生徒か、運営する教室側かという点が争われた。

最高裁の判決は、生徒の演奏について、「教師から指導を受けて技術向上を図ることが目的で、課題曲を演奏するのはその手段に過ぎない」と指摘。生徒側が支払う受講料は指導を受ける対価であり、曲を演奏すること自体の対価ではないとして、音楽教室側が「著作物の利用主体だということはできない」と結論づけた。

音楽教室での著作権について司法判断が確定するのは初めてで、全国の音楽教室に影響を及ぼすとみられる。

JASRACと音楽教室側は最高裁判決後、徴収対象と確定した教師分の著作権使用料について金額などの協議を始める考えを示している。

日本版アミカスブリーフ ▼知財高裁▼

特許訴訟で当事者以外から意見募集

知的財産高等裁判所は、インターネット上の動画のコメント表示に関する特許訴訟で、争点について外部の専門家から意見を求める「第三者意見募集制度」を採用することを決めた。

意見募集が行われるのは、動画サイト「ニコニコ動画」を運営するダウンゴが、動画再生中のコメント表示を巡る配信システムの特許を侵害されたとして、「FC2動画」の運営会社を訴えている訴訟の控訴審。ダウンゴ側の申し立てに基づき、今年4月施行の改正特許法で導入された「第三者意見募集制度」が採用された。判決の影響が大きい訴訟で、裁判所が幅広い観点から検討できるように導入された新たな手続きで、実施されるのは今回が初めて。

「日本版アミカスブリーフ(amicus brief)」と呼ばれ、集まった意見は当事者が証拠として活用できる。判決の影響が当事者だけでなく国内外の多くの業界に及ぶ可能性があり、国際的な観点からも検討する必要があるとして、裁判所が必要と認めた場合に当事者以外の専門家から意見を募集。集まった意見書は、原告側と被告側が内容を確認したうえで、裁判の証拠として活用する。

解説

特許権侵害事件における損害額の推定
知財高裁特別部 令和2年(ネ)第10024号
(原審：大阪地方裁判所 平成30年(ワ)第3226号)
判決言渡 令和4年10月20日

特許権侵害損害賠償請求事件における損害額の認定で、特許法第102条第2項の規定の適用と、同条第3項の規定の適用に関する判断が知財高裁大合議判決で示された。

知財高裁は、被控訴人(一審被告)による被告製品1及び2の輸出又は販売が、控訴人(一審原告)が所有する発明の名称を「椅子式マッサージ機」とする特許第4866978号(本件特許C)の侵害に当たると判断し、被告製品1及び2の販売等の差止請求を認容するとともに、被告製品1及び2に係る損害賠償請求を3億9154万9273円及び遅延損害金の支払を命じる限度で一部認容した。

ここでは、被告製品1に係る損害額の推定における特許法第102条第2項の規定の適用と、同条第3項の規定の適用に関する判断部分を、知財高裁が公表した「判決要旨」から紹介する。

なお、特許法第102条第2項は、特許権者が故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者が受けた損害の額と推定すると規定し、

特許法第102条第3項は、特許権者は、故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる」と規定し、同条5項本文(令和元年改正特許法による改正前の同条4項本文)は、同条3項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げないと規定している。

判決要旨

- (1) 被控訴人が被告製品1の輸出により得た利益の額(限界利益額)は、特許法102条2項により、控訴人が受けた損害額と推定される(以下、この推定を「本件推定」という)。
- (2) 被控訴人は、①特許発明が被告製品1の部分のみに実施されていること、②市場における競合品の存在、③市場の非同一性、④被控訴人の営業努力(ブランド力、宣伝広告)、⑤被告製品1の性能(機能、デザイン等)は、本件推定の覆滅事由に該当する旨主張するところ、①及び③は、覆滅事由に該当するものと認められるが、②、④及び⑤は、覆滅事由に該当するものと認めることはできない。
- (3) そして、上記①及び③の覆滅事由の内容、本件特許Cに係る発明の技術的意義等を総合考慮すると、被告製品1の購買動機の形成に対する本件特許Cに係る発明の寄与割合は特定の割合と認められ、この割合を超える部分については被告製品1の限界利益額と控訴人の受けた損害額との間に相当因果関係がないものと認められる。
- (4) したがって、本件推定は、上記限度で覆滅されるから、控訴人の同項に基づく損害額は、被告製品1の限界利益額のうち、上記割合に相当する金額と認められる。
- (5) 特許権は、特許権者の実施許諾を得ずに、第三者が業として特許発明を実施することを禁止し、その実施を排除し得る効力を有すること(特許法68条参照)に鑑みると、特許法102条3項は、特許権者が、侵害者に対し、自ら特許発明を実施しているか否か又はその実施の能力にかかわらず、特許発明の実施料相当額を自己が受けた損害の額の最低限度としてその賠償を請求できることを規定したものであり、同項の損害額は、実施許諾の機会(ライセンスの機会。以下同じ。)の喪失による最低限度の保障としての得べかりし利益に相当するものと解される。
- (6) 一方で、特許法102条2項の侵害者の侵害行為による「利益」の額(限界利益額)は、侵害品の価格に販売等の数量を乗じた売上高から経費を控除して算定されることに照らすと、同項の規定により推定される特許権者が受けた損害額は、特許権者が侵害者の侵害行為がなければ自ら販売等を行うことができた実施品又は競合品の売上げの減少による逸失利益に相当するも

のと解される。

- (7) 特許権者は、自ら特許発明を実施して利益を得ることができると同時に、第三者に対し、特許発明の実施を許諾して利益を得ることができることに鑑みると、侵害者の侵害行為により特許権者が受けた損害は、特許権者が侵害者の侵害行為がなければ自ら販売等を行うことができた実施品又は競合品の売上げの減少による逸失利益と実施許諾の機会の喪失による得べかりし利益とを観念し得るものと解される。
- (8) そうすると、特許法102条2項による推定が一部覆滅される場合であっても、当該推定覆滅部分について、特許権者が実施許諾を行うことができたことと認められるときは、同条3項の適用が認められると解すべきである。
- (9) そして、特許法102条2項による推定の覆滅事由には、同条1項と同様に、侵害品の販売等の数量について特許権者の販売等の実施の能力を超えることを理由とする覆滅事由と、それ以外の理由によって特許権者が販売等を行うことができないとする事情があることを理由とする覆滅事由があり得るものと解される。ところ、上記の実施の能力を超えることを理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、特許権者は、特段の事情のない限り、実施許諾を行うことができたことと認められるのに対し、上記の販売等を行うことができないとする事情があることを理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、当該事情の事実関係の下において、特許権者が実施許諾を行うことができたかどうかを個別的に判断すべきものと解される。
- (10) 本件推定の覆滅事由は、特許発明が被告製品1の部分のみに実施されていること及び市場の非同一性による理由とするものであり、いずれも特許権者の実施の能力を超えることを理由とするものではない。
- (11) しかるころ、市場の非同一性を理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、被控訴人による被告製品1の各仕向国への輸出があった時期において、控訴人製品1は当該仕向国への輸出があったものと認められないことから、当該仕向国のそれぞれの市場において、控訴人製品1は、被告製品1の輸出がなければ輸出することができたという競合関係があるとは認められないことによるものであり、控訴人は、当該推定覆滅部分に係る輸出台数について、自ら輸出をすることができない事情があるといえるものの、実施許諾を行うことができたものと認められる。
- (12) 一方で、本件特許Cに係る発明が侵害品の部分のみに実施されていることを理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、その推定覆滅部分に係る輸出台数全体にわたって個々の被告製品1に対し本件特許Cに係る発明が寄与していないことを理由に本件推定が覆滅されるものであり、このような本件特許Cに係る発明が寄与していない部分について、控訴人が実施許諾を行うことができたものと認められない。
- (13) そうすると、本件においては、市場の非同一性を理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分についてのみ、特許法102条3項の適用を認めるのが相当である。
- (14) 控訴人の被告製品1に係る損害額は、特許法102条2項に基づく損害額と市場の非同一性を理由とする同項の推定の推定覆滅部分に係る同条3項に基づく損害額の合計額である。

考察

特許権侵害損害賠償請求事件における損害額の推定で、特許法102条2項による推定が一部覆滅される場合であっても、当該推定覆滅部分について、特許権者が実施許諾を行うことができたことと認められるときは、同条3項が適用されるとした上で、特許法102条2項の推定の覆滅事由のうち、特許発明が侵害品の部分のみに実施されていることを理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については同条3項の適用を否定し、市場の非同一性を理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については同条3項の適用を認めたものである。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

特許審査官との オンライン面接

特許庁は、リーフレット「DX時代における特許審査官とのコミュニケーション」を公開し、テレワーク中の審査官との電話連絡、オンライン面接の手続やメリット、活用例等について紹介している。

近年、特許庁では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、従来の「特許庁での面接」、「出張面接」に加えて、オンライン面接を積極的に実施している。特許庁に出向いて面接を行う場合、移動の時間や費用がネックとなっていたが、オンライン面接システムを活用することで、時間や費用を抑えられることからオンライン面接の実施件数が増えている。

特許庁ステータスレポート2022によれば、特許審査においては、2021年に実施された面接審査1,689件のうち、1,423件をオンラインで実施、昨年比40.2%と大幅に増加した。

また、審判においては、「オンライン口頭審理」を2021年10月に開始し、10月以降に実施された口頭審理20件のうち、13件をオンラインで実施している。

＜オンライン面接のイメージ＞

右上のイメージ図にあるように、特許出願人は自社の会議室などに設置しているPCから、代理人弁理士は自分の特許事務所に設置しているPCから面接審査に参加できる。特許庁まで行く必要がなく、また、特許出願人も代理人弁理士も会社、事務所から移動することなく審査官とコミュニケーションを図ることができる。

インターネットに接続可能なPC、ウェブカメラ、ヘッドセット（あるいはマイクとスピーカー）さえそろっていればオンライン面接に参加できる。オンライン面接用の特別なソフトウェアをインストールする必要はない。また、オンライン面接で

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

知的財産などを担保に融資 「事業成長担保権」を創設へ

■金融庁■

金融庁は、土地や工場といった不動産だけでなく、特許や技術力、ノウハウなどの無形資産を含めた事業価値全体を融資対象とする「事業成長担保権」を創設する方向で検討を進めている。

不動産等を保有していなくても強い特許権や独自の技術力などを保有するスタートアップやIT企業などが資金調達しやすい制度を創設して、事業発展を後押しするのが目的。

一般的に銀行などの金融機関が融資を行う際



＜引用：特許庁HP「オンライン面接について」＞

特許庁に対して支払う費用は発生しない。

＜オンライン面接の活用例＞

オンライン面接では口頭で説明するだけでなく、文書作成ソフト、表計算ソフト、PDFソフト、等の電子データを、ウェブサイトの「ホワイトボード」に貼り付け、参加者の間で共有することや、ホワイトボードに貼り付けた電子データに参加者がマーカーやメモを付すことも可能。

補正案や説明資料を画面共有することで、説明のポイントがわかりやすく、よりよいコミュニケーションが図れる。書類だけでなく、動画を共有することもできる。

＜手続＞

オンライン面接は、審査請求してから審査手続が終了するまでいつでも実施できる。一般的には実際に審査に入る前や拒絶理由通知を受け取った後に申し込む場合が多い。

面接申し込みは、代理人が特許庁審査官に電話を入れて申し込みを行う方法以外に、特許庁がホームページで公表している「面接申し込みフォーム」を使用して申し込みを行うこともできる。

・DX時代における特許審査官とのコミュニケーション

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/panhu.html>

・オンライン面接について

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/telesys_mensetu.html

の担保権の対象は、不動産、動産（工作機械、在庫品等）、株式、債権（売掛金、貸付金等）等が中心だ。金融庁の調査によると、中小企業の約4割が「不動産などを保有していないと融資を受けられない」と回答している。このため、金融庁では、不動産担保や経営者保証に依存してきた日本独自の融資慣行を見直し、有形資産を持たない中小・新興企業に資金を供給する新たな流れをつくりたい考えだ。

一方で、金融機関にとっては、不動産担保権や株式担保権の場合と異なり、「事業成長担保権」の場合、無形資産の評価は容易ではなく、ノウハウも十分ではないという指摘がある。無形資産に担保権を設定するためには、これまで以上に金融機関の「目利き力」の強化が課題となっている。

審 決 紹 介

本願商標（別掲1）は、商標法第4条第1項第11号に該当する、と判断された事例（不服2021-15406、令和4年7月13日審決）

別掲1 本願商標

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、別掲1のとおり、[yubune]の構成からなり、第43類及び第44類に属する願書記載のとおり、役務を指定役務として、令和2年10月9日に登録出願されたものである。

y u b u n e

別掲2引用商標

(色彩は本参照)

ゆぶね

天然温泉 湯舞音

原審では、同3年4月1日付けで拒絶理由の通知、同年5月21日に意見書の提出、同年8月24日付けで拒絶査定されたもので、これに対して同年11月10日に本件拒絶査定不服審判が請求され、同日に手続補正書が提出された。

本願商標の指定役務は、当審における上記手続補正書により、第44類「美容、理容、日焼け施設の提供、入浴施設の提供、サウナの提供」他（※指定役務の詳細の記載省略）と補正された。

2 原査定に拒絶の理由

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第6002422号商標（以下「引用商標」という）は、別掲2のとおり構成からなり、平成29年4月20日に登録出願、第44類「入浴施設の提供」を指定役務として、同年12月8日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

3 当審の判断

本願商標と引用商標の類似

ア 本願商標について

本願商標は、別掲1のとおり、[yubune]の欧文文字をややデザイン化して表してなること、そのデザイン化の程度は高いとはいえず、[yubune]の欧文文字を表したものと無裡なく看取できるものである。そして、該欧文文字は、我が国一般的に辞書等に載録がないものであって、指定役務との関係において直ちに何らかの意味合いを理解させるものでもないから、特定の意味合いを有しないものとして認識されるものである。

また、このように特定の意味合いを有しない欧文文字については、我が国で親しまれた英語又はローマ字の発音方法に依って呼称するのがあるといえるから、本願商標は、その構成文字に相応して「ユブネ」の呼称を生じ、特定の観念を生じないものである。

イ 引用商標について

引用商標は、別掲2のとおり、茶色で小さく表された「天然温泉」の文字、その右横に少しデザインを施し、青色と水色で大きく表された「湯舞音」の漢字とその上に、その漢字の読みを特定するものと理解される「ゆぶね」の茶色の平板な二段に表してなるものである。

そして、引用商標構成中の「天然温泉」の文字部分は、「人工的に沸かしたものでなく、天然自然に湧き出る温泉」〔精選版 日本国大辞典 小学館株式会社〕の意味合いで一般に広く知られており、その指定役務との関係では、役務の質を表したものと認識されるから、該文字部分は、役務の出所識別標識としての呼称及び観念は生じない。

一方、「湯舞音」及び「ゆぶね」の文字部分は、他の文字に比べて大きく顕著に表されていること、指定役務との関係で特定の意味合いを理解するということがないから、役務の出所識別標識としての機能を果たし得るものといえるのが相当である。

そうすると、引用商標構成中、大きく看者の目を引くように表された「湯舞音」及び「ゆぶね」の文字部分が、取引者、需要者に対し、役務の出所識別標識として、強く支配的な印象を与えるものといふべきであるから、引用商標は、その構成中の「湯舞音」及び「ゆぶね」の文字部分を要部として抽出し、この部分のみを他人の商標（本願商標）と比較して商標の類否を判断することが許されるものである。

したがって、引用商標からは、当該文字部分から、「ユブネ」の呼称が生じ、特定の観念は生じないものである。

ウ 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標は、全体の外観においては異なるものの、本願商標と引用商標の要部を比較すると、外観については構成文字の文字種（欧文文字、漢字及び平板）に差異があるものの、当該差異は、欧文文字と漢字及び平板の文字表示を相互に変更したものと理解されるにすぎず、漢字や平板を同じ呼称の欧文文字で表記するところが一般的に行われている取引の実情を考慮すると、文字種が異なることによる本願商標と引用商標の外観の相違は、商標が別界のものであると認識されるほどの強い印象を与えるものではない。

そして、本願商標と引用商標は、呼称については、「ユブネ」の呼称を同一とするものであり、また、観念についてはいずれも特定の観念が生じないから比較することができる。

そうすると、本願商標は、引用商標とは、観念においては比較することができないものの、呼称を同一にして、外観においても類似していると認められるほどの強い印象を与えるものではないから、外観、呼称及び観念が与える印象、記憶等を総合して全体的に考察すると、これを同一又は類似の役務について使用するときは、その役務の出所について混同を生ずるおそれがあるから、類似する商標といふべきである。

エ 本願商標の指定役務と引用商標の指定役務との類否について

本願商標の指定役務中「入浴施設の提供、サウナの提供」と、引用商標の指定役務の「入浴施設の提供」は、同一又は類似の役務である。

(2) 請求人の主張

ア 請求人は、両商標から生じ得る特定の呼称のみを重視するのではなく、引用商標の外観及び観念並びにこれら各要素が与える印象、記憶、連想等の相違、また、本願商標の外観及び観念並びにこれら各要素が与える印象、記憶、連想等の相違をも総合して全体的に観察し、両商標の類否が判断されるべきである旨主張している。

しかしながら、引用商標の構成中、「天然温泉」の文字は、上記(1)イのとおり、その指定役務との関係で、役務の質を表したものと認識される。そして引用商標と本願商標とは、上記(1)ウのとおり、互いに類似するといふべきである。

イ 請求人は、裁判例を挙げて、本願商標と引用商標の対比についても類似しないと判断されるべき旨主張している。

しかしながら、請求人の援用する裁判例は、本願商標とは異なる商標に係るものであるから、本願商標と引用商標の類似に係る上記判断に影響を及ぼすことはないといふべきである。

ウ したがって、請求人の主張はいずれも採用できない。

(3) むすび

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは類似する商標であって、その指定役務も引用商標の指定役務と同一又は類似の役務について使用するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当するもので、登録することはできない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「無裡なく、無駄なく、美しく」は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2022-4467、令和4年8月17日審決）

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「無裡なく、無駄なく、美しく」の文字を標準文字で表してなり、第3類「口臭用消臭剤、動物用防臭剤、せっけん類、歯磨き、化粧品、香料、薫料、つけまつ毛、化粧用コットン、化粧用綿棒」を指定商品として、令和2年8月27日に登録出願されたものである。

本願は、令和3年6月25日付けで拒絶理由の通知がされ、同年9月10日に意見書が提出されたが、同年12月17日付けで拒絶査定がなされたものである。

これに対して、令和4年3月26日に拒絶査定不服審判の請求がされたものである。

2 原査定に拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、「無裡なく、無駄なく、美しく」の文字を標準文字で表してなること、構成全体として、「無裡や無駄をすることなく、美し（ある様）」等の意味合いが生じる。そして、「無裡なく、無駄なく、美しく」の文字は、商品等や企業理念に関する広告宣伝のための標語やキャッチフレーズとして使用されている実情がある。そうすると、本願商標をその指定商品に使用した場合、これに接する需要者は、消費者向けに商品の特徴や企業理念、イメージを訴えるための標語やキャッチフレーズの一類型を表したものと理解し、把握するに止まるものとみるのが相当である。したがって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができ、いから、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「無裡なく、無駄なく、美しく」の文字を標準文字で表してなること、その構成中の「無裡」の文字は、「理由のたないこと。強いて行うこと。すまづものが困難なこと」等の意味を、「なく」の文字は、「ないこと」の意味を、「無駄」の文字は、「役に立たないこと、益のないこと、また、そのもの」の意味を有する語であり、また、「美しく」の文字は、「羨らしい。かわい。いとしい。形・色・声などが快く、このましい。きれいである。いさよしい。」等の意味（いずれも「広辞苑第七版」岩波書店）を有する「美しい」の連用形である。そして、本願商標の構成にあては、他の言葉を補うことがない限り、全体として何らかの具体的な意味合いを構成するものといふべきである。

また、当審において職権をもつて調査するも、「無裡なく、無駄なく、美しく」又はこれに類する文字が、個人的な感思・思想を表すものや、文庫中の表現の一つとして使用されている事実は発見できなかった。

さらに、他に、「無裡なく、無駄なく、美しく」の文字からなる本願商標について、これに接する取引者、需要者が、自他商品の識別標識として認識しないというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品について使用しても、商品の宣伝広告としてのみ認識されるものではなく、また、企業理念・経営方針としてのみ認識されるものでもなく、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものと判断するのが相当であるから、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものではない。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当するとはいえないから、これを理由として本願を拒絶した原査定は、取消しを発しない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和38(1963)年	商標登録第 608002号～第 610172号
48(1973)年	商標登録第1006304号～第1010683号
48(1983)年	商標登録第1579125号～第1585992号
平成5(1993)年	商標登録第2522521号～第2533489号
平成15(2003)年	商標登録第4657838号～第4667562号
平成25(2013)年	商標登録第5571044号～第5578851号

各年の4月1日～4月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっております。存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和元年12月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは11月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらお問い合わせください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和4年8月分	22,916	13,568
前 年 比	107%	95%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryuo/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm